

【論点①】CMRの業務執行権限の範囲について

論点① CMRの業務執行権限の範囲

- 建築／土木における、各プレイヤーの法的な位置づけや、CMRの立ち位置の違いを比較
- まずは建築事業をモデルに、発注者、CMR、設計者、工事監理者、施工者別の役割分担を整理



- 建築を基に土木の役割分担表も事例収集・整理し、標準的なCMRの業務執行権限の範囲の明確化を図る
- CMRへの権限委譲が可能な範囲について、法制度との整合も図りながら議論の深度化を図る

【前回（第3回）検討会における主な議論】

①土木事業におけるCMRの立ち位置について

- ①マネジメント型CMタイプ、②発注者支援業務を兼ねるタイプ、③監督体制の一部を構成するタイプ、④全てを兼ねるタイプと4タイプを示しているが、本検討会では、あくまで①のマネジメント型に特化して議論すべきである。
- ①のマネジメント型を議論する際、マネジメント型の業務内容を明確化することが必要。
- 基本となるマネジメント型の考え方は整理すべきだが、役割が変わる場合もあるので、選択肢は必要。

②建築事業におけるCMRの立ち位置について

- 土木はパターン分けが整理されているが、建築は示されていない。

【第4回検討会における主な議論の方向性】

○マネジメント型CMについては、技術的な中立性を保ちつつ、各種マネジメントを実施する、というCM業務の特徴に着目して業務内容や役割分担を整理しているものであり、建築・土木で詳細な検討を進めていく際の土台になるものと考えられる（実際には業務内容や関係者の役割分担等は個別の事業ごとに異なるため、本検討会の整理結果が業務内容や役割分担等の固定化にはつながらないように留意する）。

○土木でパターン分けした他のタイプについて詳細な議論は行わないが、事業や発注者の状況によってニーズがあると考えられるため、概要についてはガイドラインに記載する。

- ① 従来の一般的なCMRの立ち位置（特に建築事業）は、行政機関の補助的立場として、設計者等が実施した業務の確認等を行い、主にCMRから行政機関に報告等を実施しており、土木事業におけるCMRについても、基本的に同様の立ち位置となると考えられる。
- ② CMRが発注者支援業務の業務内容を兼ねる場合も想定される。
- ③ CMRが行政機関の代行的立場として監督員体制に入る場合も想定されるが、法律行為を行わない準委任の範囲での権限を考慮する必要がある。

※①と③では発注者支援業務が別途発注されている場合があり、③のケースでは②のように発注者支援業務を兼ねる場合もある。

土木事業におけるCMRの役割を整理し以下の3つの型に整理する

- ①は、**技術的中立性を保ちつつ**、プロジェクトの各段階でマネジメントを実施する、**マネジメント型のCM**
- ②は、以下の国の発注者支援業務を想定した業務の内容を兼ねる**発注者支援型のCM**

- ・積算技術業務
 - 工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援
- ・技術審査業務
 - 入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援
- ・工事監督支援業務
 - 工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援

- ③は、発注者の監督体制に入り監督員や調査員の構成員として、工事施工者や設計者への指示や承諾等、準委任契約の範囲内で発注事務の一部を実施する、**監督体制代行型のCM**

マネジメント型CMの業務内容について(建築)

○ 各段階毎にCMが実施するマネジメントの業務内容を、建築・土木別に以下のように整理

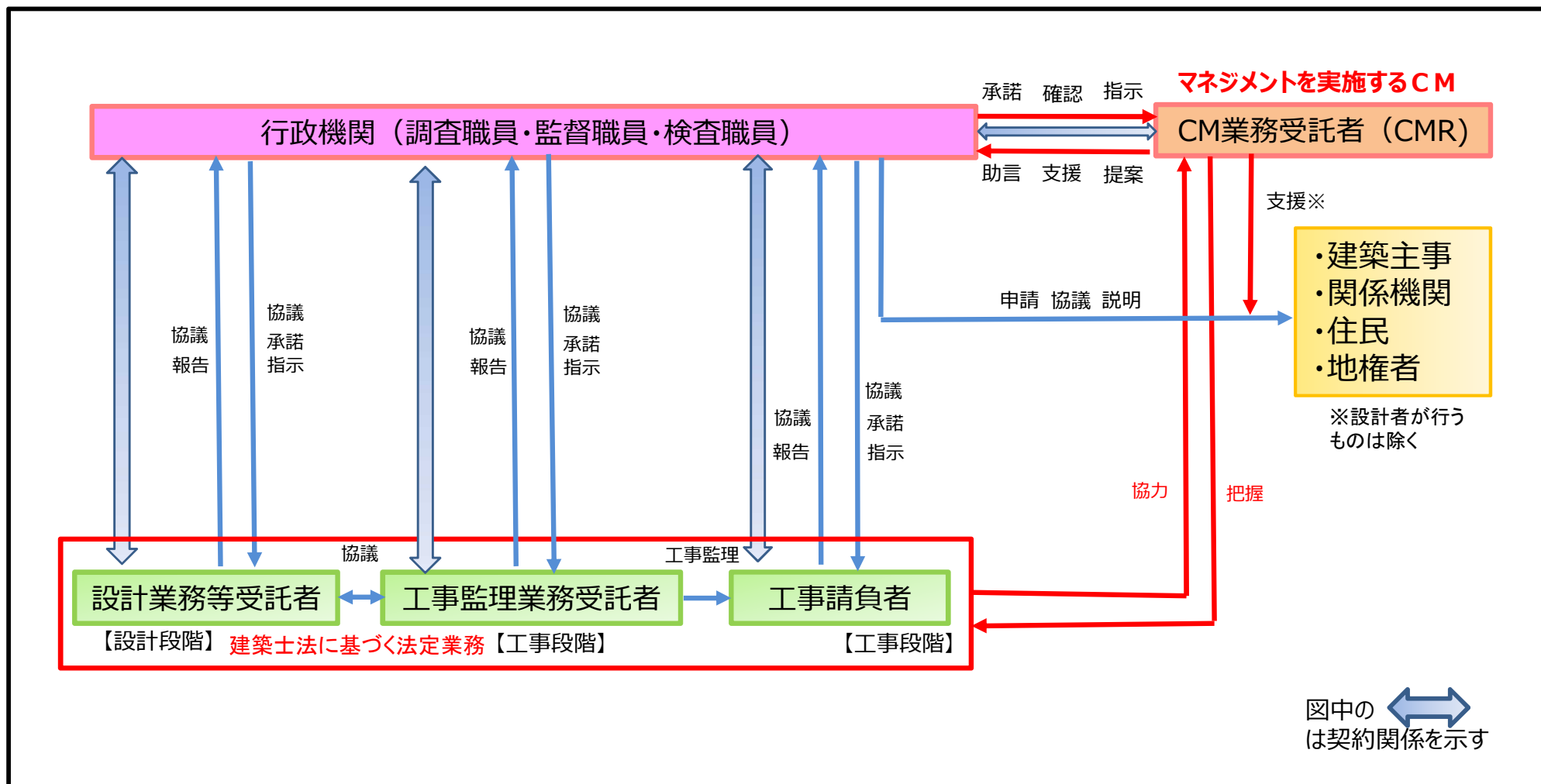
	発注者	CMR	設計者	工事監理者	施工者
全体	事業執行	全体工程管理支援 全体事業費管理支援 関係者会議運営支援 他機関等調整支援 (業務・工事間含む)			
企画段階	事業計画 ・全体事業費 ・全体工程 ・事業手法 等	全体事業費算定支援 全体工程策定支援 事業手法選定支援			
設計段階	設計業務発注	入札契約方式提案 発注関係資料作成支援 技術提案審査支援			
	設計業務監督	発注者の意思決定支援 各種技術的助言	調査・設計の実施		
	設計業務完了 検査	検査に係る支援	受検		
工事段階	工事発注	入札契約方式提案 発注関係資料作成支援 技術提案審査支援	質疑回答支援		
	工事監督	発注者の意思決定支援 各種技術的助言	(設計意図伝達)	設計図書把握・照合等 工程表・施工計画の検討等 破壊検査	工事の施工
	工事完成検査	検査に係る支援		各種検査立ち会い	受検

CMRが実施する支援・助言・提案は発注者に対して行う



CM業務の有無に関わらず、設計者・施工者・工事監理者の業務内容は変わらない

建築事業におけるCMRの立ち位置(マネジメント型)



マネジメント型CMの業務内容について(土木)

	発注者	CMR	設計者	(発注者支援業務)	施工者
全体	事業執行	全体工程管理支援 全体事業費管理支援 関係者会議運営支援 他機関等調整支援 (業務・工事間含む)			
企画段階	事業計画 ・全体事業費 ・全体工程 ・事業手法 等	全体事業費算定支援 全体工程策定支援 事業手法選定支援			
設計段階	設計業務発注	入札契約方式提案 発注関係資料作成支援 技術提案審査支援			
	設計業務監督	発注者の意思決定支援 各種技術的助言	調査・設計の実施		
	設計業務完了 検査	検査に係る支援	受検		
工事段階	工事発注	入札契約方式提案 発注関係資料作成支援 (※) 技術提案審査支援 (※)		○積算技術業務 発注資料作成 ○技術審査業務 参加資格・技術提案審査	
	工事監督	発注者の意思決定支援 各種技術的助言		○工事監督支援 施工状況確認等	工事の施工
	工事完成検査	検査に係る支援		○工事監督支援 各種検査立ち会い	受検

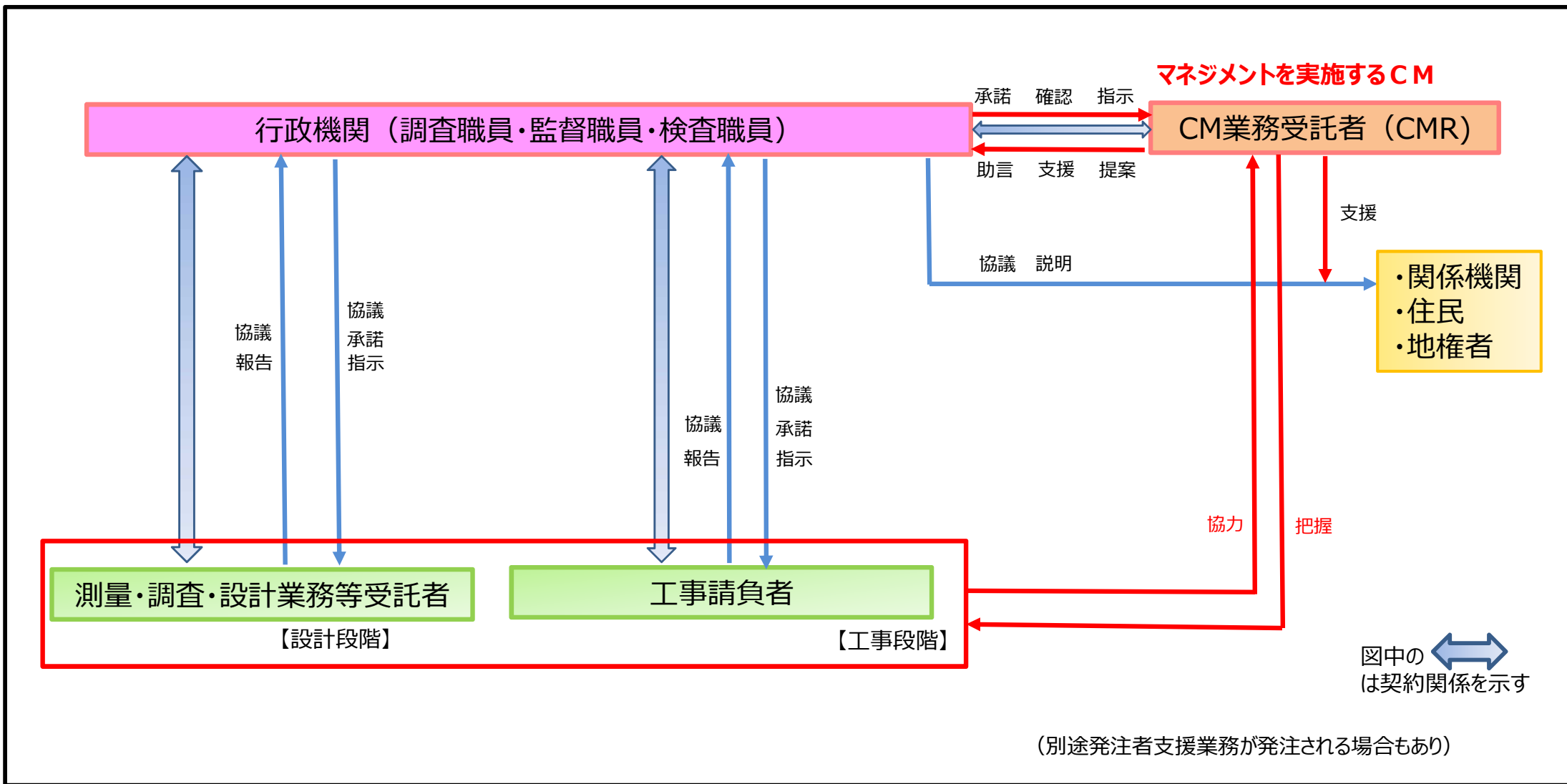
CMRが実施する支援・助言・提案は発注者に対して行う



CM業務の有無に関わらず、設計者・発注者支援業務・施工者の業務内容は変わらない

※工事の発注段階について、発注者支援業務（積算技術業務・技術審査業務）が発注される場合は、発注資料作成支援、技術提案審査支援はCMRの業務では実施しない。 5

土木事業におけるCMRの立ち位置(マネジメント型)



① 基本的な考え方（建築と土木で共通）

- CMRによる支援・助言・提案は発注者に対して行われるもので、CM業務の有無に関わらず、設計者、施工者、工事監理者、発注者支援業務の業務内容が変わるものではない。
- CMRは設計者、施工者、工事監理者、発注者支援業務の業務内容を把握し、CM業務の実施にあたり協力を求める。

② 建築と土木における違い

- 建築では設計者・工事監理者が法的に位置づけられているのに対し、土木では法的な位置づけがないため、外部委託として発注者支援業務を活用することはあるが、役割分担表のレベルで見比べれば、それぞれでCMRが担うべき役割、範囲には異なるところがあると考えられる。

→ 上記の違い等を踏まえ、今後のさらなる詳細検討については、建築・土木のそれぞれで行うことが望ましいのではないか。

①発注者支援業務を兼ねるタイプ

- 本検討会では直轄工事の発注者支援業務（積算技術業務・技術審査業務・工事監督支援業務）をモデルに整理しており、これらの業務内容を兼ねる場合に該当する。
- CM業務の発注に際しては、マネジメント型CMの業務内容に、既存の発注者支援業務の仕様書等から必要な項目を加えることとなる（CM業務は成果品を求めない準委任契約であるため、具体的に成果物を求める業務を加える場合には、当該追加業務に限定して必要な規定を加える必要がある）。
- CMR内でマネジメントを実施する技術者と発注者支援業務の業務内容を実施する技術者に対する、発注者からの指示系統が複雑になるため整理が必要。

②監督体制の一部を構成するタイプ

- 発注者体制の構成員（監督員・調査員）として業務の代行を求める場合に該当する。
- 発注者体制の構成員となることにより、関連する調査・設計業務や工事の受注者に対し、CM業務の導入について、通常の監督員等の通知以外に特別な通知が必要ない。
- 発注に際しては、マネジメント型のCMにおいて、仕様書や役割分担表等で「支援」や「助言」とされている項目が「実施」に変わる（法律行為を実施しない準委任契約の範囲内での代行となるため、変更となる項目の設定については、代行を求める発注者権限の範囲に注意が必要）。
- 業務の実施に際しては、発注者の業務の代行を行うものではあるが、技術的な中立性を保ちつつ、各種マネジメントを実施するという視点も備える必要がある。

上記の①②を兼ねる場合も想定される。

- 役割分担表における業務項目は、基本的に発注者が実施しなければならない業務項目あるいは、CMRが実施する業務項目とした。
- 設計・工事段階における発注者の業務は、地方自治法等に規定された監督・検査業務であることから、設計者や施工者が行う業務項目（発注仕様項目）は、発注者の業務ではないため、項目としてあげていない。
- 建築については、地方自治法等とは別に、建築基準法及び建築士法に基づいた設計者及び工事監理者の業務事項があり、地方自治法上の監督・検査業務とは独立した業務として整理している。
（設計者、工事監理者の業務については、CMRは実施しない）

業務役割分担表のイメージ

発注者が実施しなければならない業務

共通業務

プロジェクトにおける業務全般 建築	事業関係者					特記
	発注者	CMr	設計者	工事監理者	施工者	
I. 共通業務						
1	CMR導入時期の検討	検討・設定				
2	CM業務範囲の設定	検討・設定				
3	CM業務費用の積算	検討・設定				
4	CMRの選定	検討・設定				
5	情報管理	確認	管理	管理	管理	各段階の主体者が管理を行う
6	会議方式の提案と運営支援	承諾	実施	支援	支援	プロジェクト会議、定例会議、分科会等の会議体の検討、提案
7	マスター・スケジュールの管理	承諾	作成・管理			各段階共通
8	全体事業コストの管理	承諾	作成・管理			各段階共通
9	関係者の業務・責任区分及び役割分担	承諾	提案			
10	プロジェクト運営方針の設定・確認・更新	承諾	提案			

業務役割分担表への意見について

○ 第3回検討会において提示した建築・土木の業務分担役割表について、委員の方々から頂いた主なご意見以下のように取りまとめた。

共通の意見

- ・役割分担表の前提条件を明確に示す必要がある。
- ・役割を固定化しているように見られる可能性があるため、本検討会での役割分担表は例であることを明示しておく必要がある。
- ・「確認」が関係者に対して認めることを含むのであれば、マネジメント型のCMRの行為として適切ではない。

建築の意見

- ・直接契約関係のない業務関係者の扱いについて、履行義務を明確にしないと当事者間の権限や責任をめぐって混乱が生じることも考えられるため、役割分担表で整理をすることは困難と思われる。
- ・業務項目の内容が誰に向けられたものなのか不明確な行為があるので、記載について工夫が必要である。
- ・基本計画段階は、CMR業務の中で実施するとは限らず、別途業務が発注されることもあるのではないかと。

土木の意見

- ・業務項目の内容が、発注者側、CMRの行為と混在しているので統一することが必要である。
- ・CMRと発注者支援業務との違いを役割分担表の中で明確にする必要がある。
- ・法的位置づけのある設計者や工事監理者のいない土木では、監督員の役割を助けて欲しい傾向が強いのではないかと。
- ・「助言」に書面を含めると、「提案」との違いが曖昧になる。



・現在の役割分担表については、マネジメント型CM業務として考えられる業務項目を発注者、CMR各々立場を含め整理
 ・採用する入札契約方式（設計・施工一括方式等）や個別の契約内容によって、各プレイヤーの役割は変わるものであり、全てのパターンを作成することは現時点では困難である。

以上を踏まえ、**前提条件を明記したうえで、**

・**役割分担表（例）とし、業務内容や関係者の役割分担は個別の契約によって変わることがある」旨を明記**

・使用されている用語については再整理し、特に「確認」の用語については定義を修正したうえで、役割分担表を更新

○ 役割分担表で使用されている主な用語は以下のとおり。

※赤字箇所は、第3回検討会資料から修正した主な箇所

用語	定義	用語	定義
確認 検討が必要	契約図書に示された事項について、臨場若しくは提示・提出された資料により、契約図書との 適合を確かめることをいう。	承諾	契約図書で明示した事項で、書面で申し出た設計等の業務あるいは工事の施工上必要な事項について、業務あるいは工事の受注者に対して書面により同意することをいう。
審査	提出された書類等を基に、要件・基準に対して適合しているかを判断することをいう。	調査	契約図書と現場条件との齟齬が生じた場合、あるいは災害が発生した場合において、目視、測量等を通じて現場の状況を把握することをいう。
立会	契約図書に示された項目について、臨場し、内容を確かめることをいう。	協力	他の事業関係者が業務事項を行うに際して、資料・情報等の提供を行うことをいう。
提示 検討が必要	設計等の業務あるいは工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	提案	設計等の業務又は工事に関して判断が必要な事項に関して、自らの考えを書面をもって示すことをいう。 ※発注者の判断を仰ぐもの
受理	契約図書に基づき設計等の業務あるいは工事の受注者の責任において発注者に提出された書面を発注者が受け取り、内容を把握することをいう。	管理	定められた方針や基準をもとに管轄し、取りまとめることをいう。
実施	当該業務事項を行い、その結果を書面等に整理・とりまとめを行うこと。	受検	他機関による法令基準等に対する適合性の確認をするための検査や 技術検査 、給付の完了のための検査を受けることをいう。
設定 検討が必要	CMR、工事監理者、設計者、施工者からの提案等を 基 に計画内容、条件等を定めることをいう。	決定	CMR、工事監理者、設計者、施工者からの提案等を基に、発注者として計画等を定めることをいう。
報告	設計等の業務あるいは工事の施工の状況または結果について書面により知らせることをいう。	作成	契約図書に示された事項について、資料等を作ることをいう。
助言	発注者に対し、発注者の判断に関して有益となる事項について、口頭または 必要に応じ 書面により知らせることをいう。	支援	発注者が行う業務事項に関して、その実行の準備、書面の作成等の補助を行うことをいう。

○ 第3回検討会資料で示している他の用語は以下のとおり。

用語	定義	用語	定義
通知	設計等の業務あるいは工事の受注者に対して、業務あるいは工事に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	出席	対象事業に係る会議において、求められた場合に情報提供等を行うため会議にすること。
把握	臨場若しくは提出又は提示された資料により、設計等の業務あるいは工事の内容等について、契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、業務あるいは工事の受注者に対して認めるものではない。	評価	設計等の業務あるいは工事の受注者からの提案に関して、その妥当性、契約図書への適合性を判定することをいう。
指示	監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	検討	特定の事項について詳しく調べ、適切な対応方策等を案出し提示することをいう。
協議	書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。	更新	計画等に関して新たな変更事項・情報が発生した場合に、定期的あるいは随時、従来の計画等を追加・変更することをいう。
伝達	設計等の業務あるいは工事の受注者に対して、発注者の決定事項を伝えることをいう。		
追加			
参加	対象事業に係る会議において決定する事項に関して、その立場に立った意見等を述べること。	提出	法令上提出が必要な事項や契約図書に示された事項について、書面によりおさめること。
説明	法令上必要な資料を作成し、発注者に説明することをいう。	申請	契約図書に基づき、設計等の業務あるいは工事の施工上必要な事項について、事前に承諾を得るために書面で申し出ること。